

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令案等の概要
(南アフリカ共和国産バーリンカ種のぶどうの生果実の輸入解禁)

1. 改正の趣旨

- (1) 南アフリカ共和国には、我が国未発生で、国内に侵入した場合、農業生産に深刻な被害を及ぼすおそれのある害虫のチチュウカイミバエが発生している。我が国は、チチュウカイミバエの侵入を防止するため、植物防疫法（昭和25年法律第151号）第7条第1項第1号並びに植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）第9条第1号及び別表2の規定に基づき、南アフリカ共和国からのチチュウカイミバエの寄生対象となる植物の輸入を禁止している。
- (2) 昭和49年9月、南アフリカ共和国側は、チチュウカイミバエの寄主植物であるぶどうの生果実の輸入解禁を我が国に要請した。その後、平成14年11月までに低温処理による殺虫技術を確立し、バーリンカ種のぶどうの生果実に係る殺虫試験データを提出してきた。
- (3) この試験内容を我が国において検討したところ、南アフリカ共和国側が開発した低温処理により、チチュウカイミバエを完全に殺虫できると判断した。
- (4) このことから、当該低温処理等を実施することを条件に輸入を解禁しても、チチュウカイミバエが我が国に侵入するおそれはないと判断したことから、規則の一部改正を行う。

2. 植物防疫法施行規則等の一部改正の概要

- (1) 規則別表2において、輸入禁止地域及び輸入禁止植物を定めているが、その付表は、別表2に掲げたもののうちの例外を規定している。今回、南アフリカ共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるバーリンカ種のぶどうの生果実であって農林水産大臣が定める基準に適合しているものを付表に追加する。
- (2) (1)の改正に伴い、南アフリカ共和国からバーリンカ種のぶどうの生果実を輸入する際の農林水産大臣が定める基準（告示）を制定する。

(輸入解禁の主な条件)

- ① 低温処理施設で処理する場合には輸出前に、又は低温処理船舶若しくは低温処理コンテナで処理する場合には航海中に生果実中心温度が0.8℃に達した後、16日間引き続きその温度以下で消毒がなされたものであること。
- ② 再汚染防止措置が講じられるとともに、所定の輸出検査が実施されたものであること。
- ③ これらの消毒及び検査が的確に実施されていることが植物防疫官により確認されていること。

3. 今後の予定

植物防疫法第7条第4項において準用する同法第5条の2第2項の規定に基づき、平成22年2月19日に公聴会を開催する（その開催に関する公示は平成22年2月9日付け官報に掲載済み）。

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令案等の概要
(台湾産ヒロセレウス・ウンダーツス(ドラゴンフルーツの一種)の
生果実の輸入解禁)

1. 改正の趣旨

- (1) 台湾には、我が国未発生で、国内に侵入した場合、農業生産に深刻な被害を及ぼすおそれのある害虫のミカンコミバエ種群及びウリミバエ(以下「ミバエ類」という。)が発生している。我が国は、ミバエ類の侵入を防止するため、植物防疫法(昭和25年法律第151号)第7条第1項第1号並びに植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。)第9条第1号及び別表2の規定に基づき、台湾からのミバエ類の寄生対象となる植物の輸入を禁止している。
- (2) 平成16年4月、台湾側は、ミバエ類の寄主植物であるヒロセレウス・ウンダーツス(ドラゴンフルーツの一種)の生果実の輸入解禁を我が国に要請するとともに、蒸熱処理によるヒロセレウス・ウンダーツスの生果実に係る殺虫試験データを提出してきた。
- (3) この試験内容を我が国において検討したところ、台湾側が開発した蒸熱処理により、ミバエ類を完全に殺虫できると判断した。
- (4) このことから、当該蒸熱処理等を実施することを条件に輸入を解禁しても、ミバエ類が我が国に侵入するおそれはないと判断したことから、規則の一部改正を行う。

2. 植物防疫法施行規則等の一部改正の概要

- (1) 規則別表2において、輸入禁止地域及び輸入禁止植物を定めているが、その付表は、別表2に掲げたもののうちの例外を規定している。今回、台湾から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるヒロセレウス・ウンダーツスの生果実であって農林水産大臣が定める基準に適合しているものを付表に追加する。
- (2) (1)の改正に伴い、台湾からヒロセレウス・ウンダーツスの生果実を輸入する際の農林水産大臣が定める基準(告示)を制定する。

(輸入解禁の主な条件)

飽和蒸気を使用して、生果実の中心温度を46.5とし、その温度以上で30分間消毒がなされたものであること。

再汚染防止措置が講じられるとともに、所定の輸出検査が実施されたものであること。

これらの消毒及び検査が的確に実施されていることが植物防疫官により確認されていること。

3. 今後の予定

植物防疫法第7条第4項において準用する同法第5条の2第2項の規定に基づき、平成22年2月19日に公聴会を開催する(その開催に関する公示は平成22年2月9日付け官報に掲載済み)。